

基調提案

「部落解放同盟和歌山県連合会」
池田清郎 解放同盟県連・書記長

1. はじめに

時代が今「人権の世紀」21世紀に入って3年目が過ぎようとしている中で、時代の大きな変革のときを迎えています。

そして、この間に「人権教育のための国連10年」をはじめ、さまざまな取り組みがおこなわれてきました。特に、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法」の成立に続いて、形式的には廃案になったものの「人権擁護法」成立に向けた議論が新たなステージを迎え、さらに活発な協議がおこなわれてようとしています。

また本年は、昨年「全国水平社創立80周年」に続き、「和歌山県水平社創立80周年」という極めて意義深い年でもありました。私たちは、5月17日に和歌山市公会堂に「人の世に熱あれ、人間に光あれ」と結集し、人類最高の完成に向かって苦難の道を歩み続けた先人の思いを、今に受け継ぐ私たちは、人権の潮流とそれに反するさまざまな状況のなかにおいて、真に人権の世紀・共生の時代を切り拓くための取り組みを続けてきました。

しかし、長期化し出口が見えない社会と経済の低迷は、社会全体に疎外感とストレスを蔓延させ、生活の破壊を進行させています。そして、部落に対する普遍的な差別観念と相まって、かつてないほど悪質な差別事件を続発させています。さらにこのことは、障害者・定住外国人をはじめ様々な差別や人権侵害の進行と軌を一にするものであります。

2. 「同和行政」をめぐる情勢

14年を経過する「部落解放基本法」制定運動は、「基本法」制定運動自身もその具体的な内容の実現をめざす方向で進めてきたなかで、「人権教育啓発推進法」を実現させ、今、差別による被害者の救済を目的にした「人権擁護法案」が与党から提案されてきましたが、この「人権擁護法案」は、法案の内容をめぐって与野党対立し、成立のめどが立たないまま国会の解散総選挙によって廃案ということになっています。しかし、実質的には新たなステージでの審議となっており、「法」の早期実現をめざすものの所管を「内閣府に」という点や「人権委員会」を全国各地にも設置させることを含め、抜本的修正を強く求めています。

さて、昨年「同和对策に関わる法的措置」が期限切れとなり、問題解決への手法の一部の変化に伴い、部落問題の解決をめざす「同和行政」を人権行政の中に明確に位置付け、さらに積極的に推進していくことになりました。また同時に、「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」も施行され、現在、審議会において人権施策基本方針および基本的事項についての審議

がすすめられているところであります。こうした状況を受け、私たちも「今後の同和行政のあり方」について、和歌山県との交渉や話し合いを積み上げ、一定の基本姿勢についての確認を行ってきました。

昨年交渉においては、それまでの和歌山県の基本姿勢である「差別が存在する限り、同和行政は必要」ということをさらに深め、①「同和地区について」は、「法」に基づく事業実施の対象地域の指定については、「法」の失効と同時になくなっているが、歴史的・社会的に差別を受けてきた所謂「同和地区」は存在している。②「同和行政」については、部落問題を解決するための行政が「同和行政」である。今日においても、差別事件の続発状況など見て、「同和地区」に対する差別が存在していることから、なお引き続き「同和行政」は必要である。③部落問題の解決は行政の責務であり、市町村のかかえる財政的な課題も含め、和歌山県が責任をもって積極的に取り組んでいく。という回答が確認されてきました。

しかし、昨年の「法」の期限切れ以降、多くの市町村や県民の中に「部落問題は終わった」「同和行政は必要ない」という誤った意識を生み出し、ことさら意識的に「同和」という言葉を消すということが進められているのであります。しかも、このことは、和歌山県の一部担当部局・課室においても同様の状況が見られるのであります。こうしたことは、行政本来の姿勢や「今後の同和行政のあり方」に逆行するものであり、県の一部に見られる状況は、昨年の交渉における確認を反故にするものであります。

以上のような状況をふまえ、行政本来の姿勢や「今後の同和行政のあり方」、さらに県条例の要旨に則り、それらを早急に具体化するために、また昨年の交渉における確認事項を具体化させるために、「総合的実態調査」の実施を強く求めてきました。

いうまでもなく「差別」は、具体的な事実実態の問題であります。しかし、部落の実態調査等、科学的な根拠に基づくことなく、観念的な捉え方や恣意的な方向で行政が進められるとしたら、それはもう差別をなくする姿勢とはいえません。これまで和歌山県においては、常に実態を把握し、直視するなかで解決への課題を見出し、方針を策定して取り組みを進めてきていました。しかし、10年前に実態調査が実施されて以来、全く総合的な調査が実施されず、科学的な根拠や客観的な事実をもたずに方向が決められているのです。

そして、10月の対和歌山県交渉において「実態調査の実施」を確認してきました。

3、 続 発 す る 差 別 事 件 の 背 景

悪質な部落差別事件が続発しています。それも極めて巧妙で陰湿な形で起きているのです。特に近年の特徴的な傾向として「インターネット」を使っ

園. ところかまわず発見されています。そして、その内容も特定の個人に対する攻撃、賤称語、同和行政や事業に対する攻撃、その他、実にさまざまであります。

まず、差別事件はなぜ起きるのかというと、今日もなお部落に対する差別観が社会全体の意識として普遍的に存在しているということでもあります。この意識は、「穢れ意識」「家意識」に代表されるような古い因習からくるものだけではなく、差別の結果生み出された実態を部落の住民の意識や行動によるものと捉え、意識をさらに培養させるとともに、抽象的なものからより具体化させたものへと変質させているのです。

しかし、部落に対する差別観——差別意識だけでは差別行為に直接結びつきません。そこには、動機あるいは差別行為に走らせる引き金というべき現実があります。利害の対立、ストレス.。そうした日常の、あるいは社会全体の状況や風潮がそれであります。差別事件は、観念的な部分だけでなく、そうした個人あるいは社会全体の状況に即して鋭く分析されなければなりません。そして、そこに部落差別の根絶への道筋が見えてくるのです。そうした視点に立って、さまざまな問題点を指摘します。

1 「法」をはじめ体制の不備があげられます。私たちは、これまで部落差別をはじめ、全ての差別撤廃と人権の確立に向けて「部落解放基本法」の制定に取り組んできました。しかし、現実にはなかなか実現せず、具体的な内容の実現をめざして制定された「人権教育・啓発法」についても、その具体化としての「人権教育・啓発計画」がほとんど進んでいないのが現状です。また、教育啓発と同時に極めて重要な課題である「差別行為の規制と被害者の救済」に関わる法的措置（「人権擁護法」）も、国並びに一部の官僚・政治家にとって都合のいい歪曲によって実現には至っていません。関係法の早急なる制定と具体的な取り組みが強く求められます。

2 次に、和歌山県の「同和行政」の基本的な方向付けと具体的な取り組みが求められます。本年3月末をもって1969年以来の特別措置法が期限切れとなり、あらたに人権行政全体の中に位置付けて「差別ある限り」取り組みが続けられることになっています。しかし、現実には極めて抽象的に捉えられ、行政の恣意的な思惑も絡んで放棄されようとしています。

私たちは、これまでのような「特別対策」を要求しているのではなく、現実にある差別の実態と解決への課題を踏まえた基本方向と、具体的な取り組みを求めているのであります。そして、そのことは他のさまざまな人権課題にも共通することであり、これまでのような格差是正ではなく、真に人権が確立された共生社会への展望を持つものであります。そのた

めにも本年実現された「人権が尊重される社会づくり条例」の具体化も重要な課題であります。

- 3 また、行政関係者及び教育関係者の責務は重大です。特に近年、公務員による差別事件の続発や差別事件に対する行政の対応に大きな問題があります。このことは教育関係者にも通じることではありますが、部落問題に対する認識を深めることは勿論のこと、全体として強固な「差別を絶対に許さない信念」と、取り組みへの積極性が求められるとともに、社会全体にその姿勢を明らかにしなければなりません。
- 4 さらに教育啓発の内容に関わってであります。単に知識を深めるだけではなく、「気づき」そして「行動」に結びつく内容の創造が必要であり、同時に教育啓発の機会の工夫が必要です。そのためにも本年より本格的にスタートした「和歌山県人権啓発センター」の活動と機能の充実、並びに教育現場での差別の実態に基づく「同和教育」の徹底、さらに「差別を許さないネットワーク」の構築が急務です。そしてそれらの全てが「差別は犯罪である」ということを基本に進められなければなりません。
- 5 続いて重要なことは、差別を支えるさまざまな要因〔社会システムと意識〕の解消が重要です。部落問題に直接係る問題だけでなく、さまざまな意識や習慣、一切の差別的処遇の解消は当然のことです。また、インターネットを使った人権侵害、興信所探偵社の身元調査等の一掃を図らなければなりません。
そのためにも「プロバイダー責任法」の強化と「個人情報保護法」の抜本的修正の早期実現を図らなければなりません。

4 . 最 後 に

私たちの取り組みは、差別事件が日々続発する中であって、部落差別をはじめすべての差別と人権侵害の解消に向けて、先に述べましたように行政と社会に向かって要求し、自らも努力と実践を積み重ねてきています。そして、常に差別の実態と取り巻く状況をしっかりと見据えながら差別撤廃の道筋を明らかにしてきました。「実態調査」の実施や続発する差別事件の一つひとつを明らかにすることは、それゆえ極めて重要な意味をもっています。

私たちの先人は、堪え難い差別と貧困の中で人間の尊厳を希求して、1923年5月17日、和歌山市公会堂（現 児童女性会館）で「和歌山県水平社創立大会」を開催しました。

水平社はその綱領の中で「われわれは人間性の原理に覚醒し、人類最高の完成に向かって突進する」と記しています。そして、その行動の支柱を

差別に対する糾弾におきました。いうまでもなく差別に対する糾弾は、部落解放運動の生命であります。人権は、闘いによって積み重ねられ獲得されたもので、この闘いこそが「糾弾」であり、基本的人権の基礎でもあります。私たちの先人たちは差別糾弾闘争によって差別の背景を明らかにし、解決への具体的な道筋を切り拓いてきました。

「和歌山県水平社80年」という歴史的な時のなかで開催するこの「2003年度差別事件報告集会」にあたり、今までにもまして差別の実態を明らかにすること、そして依然として続発する差別事件に対して、徹底して取り組みを進めていくことを確認するものであります。

そして、先人たちもそうであったように、私たちは自らの行動によって歴史を切り拓き創造していくことを誓い合い、基調とします。